

高知県立交通安全こどもセンター事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県立交通安全こどもセンター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う管理運営等の状況を適切に評価し、以後の管理運営に資するため、高知県立交通安全こどもセンター事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、毎年度終了後に、指定管理者が実施した当該年度におけるセンターの管理運営及び事業実施の状況を評価する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織し、その構成は別表のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員は、毎年度の評価毎に委嘱するものとし、その任期は、委嘱通知の日から当該年度評価が終了するまでの間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、事前に委員長の承諾を得たうえで、代理人を出席させることができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高知県の交通安全対策担当課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 6 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 6 月 23 日から施行する。

(別表)

高知県立交通安全こどもセンター事業評価委員

	役 職 ・ 組 織
委 員 長	高知市交通安全担当課長
委 員	認定特定非営利活動法人NPO高知市民会議理事長
委 員	高知商工会議所総務企画部部長
委 員	高知県交通安全母の会連合会会長
委 員	高知県交通安全指導員協議会会長